

三重県内周遊促進支援補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で大きな打撃を受けた観光業を早期に再建するため、まずは、感染症拡大防止対策を徹底したうえで、バスを活用した県民向けの県内周遊旅行商品の造成を支援します。

※詳細については、必ず三重県内周遊促進支援補助金募集要項をご確認ください。

受付期間

旅行を催行する日により、申請受付期間が異なります。※申請は各期間内1回限り

	旅行催行日	申請期間
第1期	令和2年7月1日～ 令和2年10月14日	令和2年6月26日～ 令和2年9月30日
第2期	令和2年10月15日～ 令和3年1月14日	令和2年10月1日～ 令和2年12月31日
第3期	令和3年1月15日～ 令和3年3月31日	令和3年1月1日～ 令和3年3月17日

※旅行催行前の事業のみ対象となります。

対象事業者

バス事業者

三重県内に本社を置き、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に基づき一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている者

旅行業者

主たる営業所の所在地を三重県内とし、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている者

補助対象額

バス事業者への補助

貸し切りバス1台あたり6万円/日（上限）

- ※対象となる経費が6万円に満たない場合は対象経費分
- ※1事業者につき120万円を上限

旅行業者への補助

旅行催行1件につき8万円（上限）

- ※対象となる経費が8万円に満たない場合は対象経費分
- ※1事業者につき40万円を上限

補助対象事業

バス事業者

旅行業者が造成する、県民向けの県内周遊旅行に対し、新型コロナウイルス感染症への感染予防対策を徹底した上でバスを提供することについて支援します。

旅行業者

県内のバス事業者の貸切バスを利用し、新型コロナウイルスの感染症予防対策を徹底した県民向け県内旅行商品を造成することについて支援します。

交付の条件

- ① 県内バス事業者の貸切バスを利用した事業であること。
- ② 三重県民を対象とした事業であること。
- ③ 三重県内のみを周遊する旅行商品であること。
- ④ バス事業者においては、公益社団法人日本バス協会が定める「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の遵守に加え、事業者独自のガイドラインを策定し、従業員への周知・徹底をしたうえで、ガイドラインを徹底していることを対外的に公表すること。
- ⑤ 旅行業者においては、全国旅行業協会・日本旅行業協会が定める「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守した上で、事業者独自のガイドラインの策定等感染予防対策を徹底している県内バス事業者を利用するとともに、旅館、飲食店など当該旅行で利用する施設についても、感染予防対策ガイドラインを策定しているなど、感染予防対策を徹底している施設を利用すること。また、当該対応をしていることを参加者に周知すること。

【注意事項】

- ※ 上記以外にも、詳細な条件や交付にあたっての義務等があります。
- ※ 当該事業の詳細は、交付要領及び募集要項をご確認ください。
- ※ 補助事業は、補助金の交付が決定した後に事業着手してください。
- ※ 申請内容に事実と異なる記載があった場合や不適切な経理があった場合は、補助金の返還を求めることがあります。

<申請書の提出先・問い合わせ先>

三重県雇用経済部観光局観光政策課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話：059-224-2077 FAX：059-224-2801